

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和7年2月14日 鏡石町農業委員会第19回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和7年 2月 7日 (金)
- 2 会 期 令和7年 2月14日 (金) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和7年 2月14日 (金) 午後1時28分
閉 会 令和7年 2月14日 (金) 午後2時43分

4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室

5 招集委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|-----------|-----------|
| 4番 小貫 剛君 | 5番 幸田 和也君 |
| 7番 佐藤 丹治君 | |

6 出席委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 6番 稲田 貴夫君 | 7番 面川 祐吉君 |
| 8番 円谷 一男君 | 9番 菊地 榮助君 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|-----------|-----------|
| 4番 小貫 剛君 | 5番 幸田 和也君 |
| 7番 佐藤 丹治君 | |

7 欠席委員

- 5番 白澤 正君

8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名

主 事 小田川 翼

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第 4 号 現況確認証明申請について
- 議案第 5 号 令和 7 年度鏡石町農作業労働賃金標準額の設定について
- 議案第 6 号 地域計画（案）に対する意見の決定について
- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開会 午後 1 時 2 8 分

事務局 定刻前ではありますが、皆さんお集りになりましたので、ただいまから第 19 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。
会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。

会長 皆さんこんにちは。だいぶ大雪で、農業は暑い時は暑い、寒い時は寒いと大変ではありますが、羽鳥湖の水が十分間に合えば、耕作も楽な耕作が出来ると思っています。
今日は議案が 6 件、報告 1 件ということで皆様にご審議いただきますので、宜しくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。先程のあいさつで漏れてしまいました。本日、事務局長の方が公務主張中の為欠席となりますので、進行の方を小田川が務めさせていただきます。
議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることになっております。
以降の議事の進行につきましては会長にお願ひいたします。

会長 それでは、本日の会議を開きます。
欠席者については、「5 番 白澤 正 委員」です。

会長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

議長 (異議なし)

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。
「6 番 稲田 貴夫 委員」「7 番 面川 祐吉 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回、1件の申請がございました。池ノ原地区において2筆の田です。10aあたりの単価につきまして無償です。申請事由につきましては、平成12年3月30日付けで確約した「道路改良工事に係る土地の交換について」に基づき、当時未交換だった農地を贈与するものとなっております。

申請位置図につきましては、記載の通りとなっております。

説明は以上となります。

議長 議案第1号について説明が終わりました。

ここで地元委員より意見を求めます。

7番 佐藤推進委員

佐藤推進委員 議案第1号についての現地確認は、2月5日（水）、私のほか稲田委員と実施しました。

譲渡人 鏡石町から都市建設課副主幹と面会し、平成12年に道路改良工事による土地の交換を確約していた農地を、今回贈与によって譲り渡す内容であり、所有権移転に間違いがないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

今回1件ということで、前回1月の定例総会でご審議いただいた案件にはなりますが、県の方から1月30日付けで、農振地区除外となった事に伴いまして、再度改めてお諮りしてほしいと依頼が来ましたので、改めて上げさせていただきました。

番号1 緑町地区において田の4筆となっております。所有権移転で、申請事由は、農家住宅等敷地、直売所等敷地、及び駐車場です。

申請位置図、意見書につきましては、記載の通りとなっております。

説明は以上となります。

議 長 議案第2号について、説明が終わりました。
ここで地元委員より意見を求めます。
7番 佐藤推進委員

佐 藤 議案第2号について、前回定例総会で審議する際に実施した現地調査の結果
推進委員 と現在の状況とで変わりはありませんでしたので、この転用による周囲農地への影響はないと判断しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定しました。

議 長 次に議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定についてご説明いたします。
説明の前に、一部訂正がございます。7ページの番号の所、上から9、10、11という事で資料の訂正をお願いいたします。
今回申請が全部で11件ございました。
番号1 権利の種類は使用貸借権です。深内町において、田んぼ5筆、畑13筆の、合計18筆となっております。10aあたりの単価は無償で、設定期間は10年間です。
番号2 鏡田かげ沼町1筆田、深内町2筆田、合計3筆となります。こちら今回貸借権で10aあたりの単価は米1俵となっております。設定期間は10年間です。
番号3 深内町1筆田の貸借権となりまして、10aあたりの単価は米1俵となっております。設定期間は10年です。
番号4 深内町地区において9筆田、鏡田かげ沼町地区2筆田の合計11筆となっております。貸借権となり10aあたりの単価米1俵の、設定期間は5年です。
番号5 岡の台10筆田、緑町6筆田、堀米3筆田、旭町7筆田、豊郷中11筆田、3筆畑、北町2筆田、笠石原町3筆田の合計45筆となっております。こちら親子間なので、息子さんが全てやる形になります。10aあたりの単価無償となります。設定期間は10年です。

事務局

番号6 豊郷中地区において1筆の畑で、こちら10aあたり15,000円の賃貸借権となり、設定期間は5年となっています。

番号7 緑町地区において7筆の田、権利の種類は賃貸借権となります。10aあたりの単価は米1俵でございます。設定期間は5年間となります。

番号8 豊郷中1筆の畑で、10aあたり20,000円の賃貸借権となりまして、設定期間は5年間です。

番号9 池ノ原地区において8筆の田、10aあたり米0.5俵の賃貸借権となりまして、設定期間は5年となっています。

番号10 河原地区1筆田の、10aあたり無償の使用貸借権となりまして、設定期間は令和7年2月15日から、令和9年3月31日までとなります。

番号11 豊郷地区において、田6筆、雑種地3筆の合計9筆です。こちら公社を通しての所有権移転となりまして、それに伴いまして本来雑種地は入らないのですが、法面等に使われている所に関しても公社と売買のときは入れてほしいとの事なので雑種地も記載させていただいております。こちら総額573,244円の売買となっております。

申請位置図につきましては、記載のとおりです。

説明は以上となります。

議長

議案第3号について説明が終わりました。

それでは質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見がないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。

議長

次に議案第4号 現況確認証明申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 現況確認証明申請についてご説明します。

今回5件の申請があがっております。

番号1 南町田2筆、笠石田2筆の合計4筆です。現況非農地の理由になりますが、以前耕作していたものの高齢化により耕作することが出来なくなりました。また、賃借を考えたが、借り手も見つからず後継者もないため、結果として荒廃農地となったものでございます。

番号2 笠石原町地区において、畑の2筆です。申請地につきましては記載のとおりです。理由につきましては、農地を相続したが、相続以前から耕作しておらず、また自身もすでに県外に居住としており利用していなかつ

事務局 た。また、賃借を考えたが、借り手も見つからず後継者もないため、結果として荒廃農地となったとされています。

番号3 笠石地区の畑1筆となります。非農地の理由としましては、立地条件が悪く、20年以上耕作しておらず、また農地の借り手も見つからないため結果として荒廃農地となったとされています。

番号4 仁井田地区において、田の1筆となっております。申請理由につきましては、農地を相続したものの、相続以前から耕作されておらず、自身も会社勤めのため、耕作できず結果として荒廃農地となったという事でございます。

番号5 仁井田地区において、田の1筆となっております。申請理由につきましては、自身の高齢化により耕作することが難しく、また面積も小さいため、耕作をやめてしまい結果として荒廃農地となったとされています。

申請地につきましては記載のとおりです。
説明は以上となります。

議長 議案第4号について、説明が終わりました。
ここで、議事参与の制限について申し上げます。
議案第4号 番号7について、「4番 藤島 真理子委員」の親族案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく、議事参与の制限に該当します。
従って、本件の審議及び裁決について、「4番 藤島 真理子委員」は退席願います。

議長 暫時、休議いたします。

(休議 14:03)
藤島委員 退席
(開議 14:03)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。
それでは、ここで地元委員の意見を求めます。
5番 幸田推進委員

幸田推進委員 議案第4号 番号1の南町2筆についての現地調査は、2月5日(水)、私のほか藤島委員、面川委員、小貫推進委員、事務局の5名で実施しました。
現地は2～3年前までは耕作しており、草刈りや耕起等を行えば農地として利用することが出来るため、非農地ではないと判断しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、4番 小貫推進委員

小貫推進委員 議案第4号 番号1の笠石2筆及び番号2、番号3についての現地確認は、2月5日(水)、私のほか藤島委員、面川委員、事務局の4名で実施しました。

小 貫
推進委員

番号1の笠石2筆については、南町と同様に2～3年前までは耕作しており、草刈りや耕起等を行えば農地として利用することが出来るため、非農地ではないと判断しました。

また、番号2及び番号3については、数十年前から耕作されておらず、雑木が生えるなど原野化、山林化しており、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

続いて、7番 佐藤推進委員

佐 藤
推進委員

議案第4号 番号4及び番号5についての現地確認は、2月5日（水）、私のほか白澤委員、稲田委員、事務局の4名で実施しました。

番号4及び番号5の農地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど原野化、山林化しており、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

（質疑・意見なし）

議 長

質疑・意見がないようですので、議案第4号 現況確認証明申請について、番号1の4筆は不許可、その他番号2から番号5については、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長

挙手全員でございますので、議案第4号 現況確認証明申請については、番号1の4筆を不許可、その他を非農地と判断することに決定しました。

暫時、休議します。

（休議 14時07分）

藤島委員 入室

（開議 14時07分）

議 長

休議前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第5号 令和7年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第5号 令和7年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定についてご説明します。

こちらにつきましては、この会でご審議いただければと思いますが、それに係る事務局案という事で掲載させていただいております。

事務局

令和6年度と令和7年度の比較表及び、過去5年分をさかのぼりまして令和2年度から令和7年度（案）までの改定経過、他市町村との比較表を掲載してございます。主な案としまして、変更した所は福島県の最低賃金が令和6年10月5日から改正前900円だったものが、955円に賃上げになったという事で、パート賃金、元々950円だったものを960円に設定する。それに伴いまして、1日の田植、水田除草、稲刈り、その他一般の所も8時間に合わせて7,700円に変更してはどうかという案でございます。なお、その他の請負作業、日雇いのオペレーターについては昨年度と同じで良いかなという事で、今回変更したのは日雇い作業の8時間の標準額とパート賃金の標準額になってございます。

説明は以上です。

議長

議案第5号について、説明が終わりました。
それでは、審査のため暫時、休議いたします。

（休議 14：10）

審査中

（開議 14：18）

議長

休議前に引き続き会議を開きます。
審査の結果、議案第5号 令和7年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長

挙手全員でございますので、議案第5号 令和7年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定について、原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号 地域計画（案）に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号 地域計画（案）に対する意見の決定についてご説明いたします。

今回初めての意見の決定になりますが、基盤強化促進法に地域計画を今年度中に定めなさいという事で記載されていまして、こちらを作るのが鏡石町産業課農政部で作っております。そちらに対して策定するとき、又は大きな変更があったときは、関係機関の農業委員会、農協さんに意見を求めてくださいとなっておりますので、今回策定に向けた意見の決定についてご確認いただければと思います。

鏡石町では地域計画が全部で3地区に分けて作成する方向になっております。地域計画の名前としては、高久田B地区、久来石下B地区、鏡石地区の3地区になります。目標地区については、高久田B地区、久来石下B地区、鏡田地区、笠石地区、久来石地区、成田地区と分けさせていただいております。この地区割りがどういう地区割りになっているかと言いますと、高久田B地区につきましても、県営高久田ほ場整備地区内農地になっております。久来石下B地区についても、久来石下地区ほ場整備の区域内になっております。鏡石地区については、高久田B地区、久来石下B地区を除く全域で設定してい

ます。地域計画の実際の内容という事で、別紙1、別紙2、別紙3をお配りしております。

地域計画について改めてご説明いたしますと、昔、人・農地プランという事で、将来誰がどこを耕作するかを決めたプランがあったのですが、そのプランが法律に定められたものになりまして、内容自体は変わりません。名称が、「人・農地プラン」から、「地域計画」に変わっただけになります。誰が、どこを、どのように耕作するかを定め、それに加えて目標地図として、計画を実際に地図に起こしたものが地域計画になります。

今回、別紙1から別紙3に全て計画書と目標地図を載せています。別紙1と別紙2は高久田地区と、久来石下地区については、ほ場整備区域内という事もあるのである程度簡単になっています。ほ場整備の事業としても担い手に集積しなさいという事で整備するようになるので、担い手も決まっています。目標地図については特段、この人を入れなさいとかは出来ませんが、おおよそこの通りになると思います。計画書については、鏡石町内全部に言えることなので、計画書の中身自体は後程見ていただきたいのですが、どこも同じような事が書いてあります。

担い手が不足しているというのが課題で、鳥獣害の被害が見られる事が、地域農業の現状の課題です。将来の在り方としては、ほ場整備であれば、ほ場整備の担い手になっている方、鏡石地区であれば、中心形態である認定農業者を中心に、集積集約して、きゅうり等の高収益作物を作って農業経営の安定を図っていきましょうというのが、3つ全てに入っています。それに向けての方針などが計画書に書いてあります。

認定農業者や、農業を担う者を中心に集積集約化を進めていきましょう。そのためには、農地中間管理を使っていきましょう。悪い所は基盤整備していきましょう。他の保全会等を活用しながら、地域の水路とか道路とかを管理していきましょう。と、言うようなことが掲載しております。

別紙3の鏡石においては、地域内の農業を担う者一覧を掲載しております。こちらは主に認定農業者をはじめ、水田台帳に載っている方を中心に記載しています。営農計画書を提出している方は、今後も確実に営農していくという事で、そういった方を中心に名簿に記載しております。もし、実際営農しているのに、名前が載っていないという方がいらっしゃればお知らせください。

こちら今回策定という事で、名簿にこの人を追加ほしい、こういう内容に文言を付け加えてほしいというのがあれば、軽微な変更ということで修正は出来るので産業課の方にお知らせください。

なお、鏡石地区ですが、目標地図は鏡田、久来石、笠石、成田という事で分けさせていただいて、誰がどこをやるかというのを乗せておりますのでご覧いただければと思います。名簿に名前が載っていない方は検討中という事で灰色にしています。太陽光はオレンジ、遊水地事業にかかっている所等、国に買収される箇所については白色にさせていただいております。

説明は以上です。

暫時、休議します。

(休議 14:30)

(開議 14:38)

休議前に引き続き会議を開きます。

議 長

議案第6号について、説明が終わりました。
それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議 長

質疑・意見がないようですので、議案第6号 地域計画(案)に対する意見の決定について、(案)に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございますので、議案第6号 地域計画(案)に対する意見の決定については、(案)に賛成と決定しました。

次に報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご説明します。

全部で3件の申請がございました。番号1 旭町地区において田1筆、番号2 東町地区において田2筆、番号3 東町地区において田1筆で、全て所有権移転、公共事業による移転のための住宅建設という事で、遊水地で今、区画整理している駅東に移転する方については、こういった形で公共事業による移転のための住宅建設になってございます。

申請位置図については記載のとおりです。

事務局からは説明は以上となります。

議 長

報告第1号について、説明が終わりました。

報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。

その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第19回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 43 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 6番 印

署名委員 7番 印